

2 騒音に係る特定施設

1	金属加工機械であって、次に掲げるもの イ 圧延機械 ロ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。） ハ セン断機（原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。） ニ 旋盤（原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）
2	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）
3	木材加工機械であって、次に掲げるもの イ 帯のこ盤（製材用のものにあつては、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上のものに限る。） ロ 丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上のものに限る。）